

高齢者等の就労機会の確保等活動事業者の認定基準を定める要領

(目的)

第1 この要領は、高齢者等の就労機会の確保等活動事業者の認定に関する事務処理要領（平成24年3月27日施行。以下「事務処理要領」という。）第6の認定基準（以下「認定基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2 事務処理要領第2の規定に基づく者として知事の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 宮城県内に主たる事務所を置いており、法人格を有する団体又は任意団体であること。
- (2) 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有していること。
- (3) 定款、寄附行為、会則、活動方針又は事業計画等において、高齢者等に対する就労機会の確保及び組織的提供について明記されていること。
- (4) 個人情報 の取扱いについて定めていること。
- (5) 適切な会計管理が行われていること。

2 事務処理要領第2第1号に規定する者として知事の認定を受けることができる者は、前項に掲げるもののほか、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日の前月の初日現在において、その団体において業務に従事している者（雇用期間及び労働時間の長短に関わらず、団体において業務に携わる者で個人に限る。ただし、賛助会員等は除く。以下「業務従事者」という。）のうち、宮城県内に居住している者の割合が5分の4以上であり、かつ年齢が55歳以上の者の割合が2分の1以上であること。
- (2) 業務従事者が安全に就業する体制を確保していること。

3 事務処理要領第2第2号に規定する者として知事の認定を受けることができる者は、第1項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
- (2) 定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定しない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人，被補佐人又は未成年者を除く）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- (3) 業務に関し法令上必要な要件を備えていない者。
- (4) 認定申請日までに納期が到来した国税，都道府県税，市町村税，社会保険料（健康保険料，厚生年金保険料及び児童手当拠出金）又は労働保険料（雇用保険料及び労災保険料）等を完納していない者。ただし，申請時までに完納する見込みのある場合は，この限りではない。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4号ハに該当するとして警察本部の確認が取れた者。

附 則

- 1 この要領は，平成25年3月6日から適用する。
- 2 事務処理要領第2第2号及び第3号に規定する者に係る認定基準については，対象となる事業者の状況等を踏まえて別途検討するものとし，その結果に基づいて定めるものとする。

附 則

この要領は，令和2年7月10日から適用する。